

第52期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時



2025年6月20日（金曜日）
午前10時〈受付開始 午前9時30分〉

開催場所



京都市下京区東堀川通り塩小路下ル松明町1番地
リーガロイヤルホテル京都2階「春秋の間」
※末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。

郵送及びインターネット等による議決権行使期限

2025年6月19日（木曜日）午後5時30分まで

※詳細につきましては、2～3頁をご参照ください。

議案

- 第1号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件



WEBサイト ニデック IR情報
<https://www.nidec.com/jp/ir/>

株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社の第52期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社は1973年に創業以来一貫して「回るもの、動くもの」をキーワードに社会のニーズに応える駆動技術を創造し、成長を続けてまいりました。

2024年には「第二の創業」として新経営体制をスタートさせ、グループ一体化経営のさらなる実現を目指して、技術・製品・人材のグローバルベースでの融合をはじめ各種の施策を強力に推進し、2025年3月期（連結）は、売上高並びに税引前利益ともに過去最高を更新しております。

また、本年4月に2027年度をターゲットとする「新中期経営計画（Conversion2027）」を策定しました。2025年度より事業再編・拠点統廃合など収益構造の抜本的転換を図り、利益率の改善を実現するために強力に「転換」を実行してまいります。

今後も当社は“人”“技術”“夢”を大切にした運営を心掛け、「100年を超えて成長し続けるグローバル企業」としての経営体制構築にたゆまず取り組み、「人類が抱える多くの課題を解決する世界No.1のソリューション企業集団」に向け“One Nidec(グループ一丸)”となり邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも当社へのご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

代表取締役社長執行役員
最高経営責任者

岸田 光哉



社 是

我社は科学・技術・技能の一体化と

誠実な心をもって

全世界に通じる製品を生産し

社会に貢献すると同時に

会社および全従業員の

繁栄を推進することをむねとする。

三大精神

情熱、熱意、執念

知的ハードワーキング

すぐやる、

必ずやる、

出来るまでやる

株 主 各 位

京都市南区久世殿城町338番地

ニデック株式会社

代表取締役社長執行役員 岸田 光哉

第52期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nidec.com/jp/ir/event/meeting>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、銘柄名（会社名）又は証券コード欄に「ニデック」又は「6594」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択し、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」よりご確認ください。)

なお当日ご出席されない場合には、書面又はインターネット等により議決権行使いただけますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、**2025年6月19日（木曜日）午後5時30分まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時 | **2025年6月20日（金曜日）午前10時**〈受付開始 午前9時30分〉

場 所 | 京都市下京区東堀川通り塩小路下ル松明町1番地
リーガロイヤルホテル京都 2階「春秋の間」

末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。

目的事項

報告事項

- 第52期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第52期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

議決権行使についてのご案内

▼ 郵送による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月19日（木曜日）午後5時30分 到着分まで

▼ インターネット等による議決権行使の場合



【インターネット等により議決権を行使される場合のお手続について】（3頁）をご高覧の上、「スマート行使」もしくは「会社の指定する議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセス」していただき、議案に対する賛否をご入力ください。なお、管理信託銀行等の名義株主様は、下段の議決権電子行使プラットフォームについてもご高覧ください。

行使期限

2025年6月19日（木曜日）午後5時30分 入力分まで

▼ 株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です）
また、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

※株主様でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）ので、ご注意ください。

開催日時

2025年6月20日（金曜日）午前10時〈受付開始 午前9時30分〉

議決権の行使にあたっては、以下の事項をあらかじめご承知おきください。

- 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。
- 【議決権行使書面】において、議案に賛否の表示のない場合は賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

以上

- （注） 1. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
2. 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、「連結注記表」、「個別注記表」、「連結持分変動計算書」及び「株主資本等変動計算書」を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し監査等委員会及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



インターネット等により議決権を行使される場合のお手続について

QRコードを読み取る方法【スマート行使】

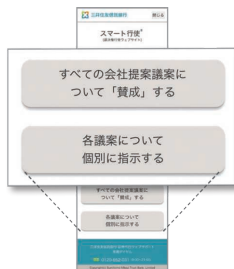
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

注意

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが
右記の「議決権行使コード・パスワード入力による方法」
にてログインし、再度議決権行使をお願い致します。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法 【インターネット行使】

インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の
議決権行使サイトをご利用いただくことによって可能で
す。

議決権行使サイトURL <https://www.web54.net>

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード
及びパスワードをご利用の上、画面の案内にしたが
って議案の賛否をご入力ください。

議決権行使について

- ①インターネット等による議決権行使は、2025年6月19日（木曜
日）午後5時30分入力分まで受付致しますが、議決権行使結果
の集計の都合上、お早めに行使されるようお願い致します。
- ②書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合
は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取
り扱わせていただきます。
- ③インターネット等によって、複数回数、重複して議決権を行使さ
れた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取
扱わせていただきます。

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生す る費用について

議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及
び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となり
ます。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

「スマート行使」又は「インターネット行使（議決権行使サイト）」に関してご不明な点につきましては、以下【専用ダイヤル】にお
問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人

三井住友信託銀行証券代行部

専用ダイヤル

<その他のご照会>



0120-652-031（午前9時～午後9時）



0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

第1号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役全員（6名）は任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役6名の選任をお願いするものです。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号		氏 名	現在の当社における地位
1	再 任	なが もり しげ のぶ 永 守 重 信	代表取締役グローバルグループ代表 （取締役会議長）
2	再 任	きし だ みつ や 岸 田 光 哉	代表取締役社長執行役員
3	再 任	こ べ ひろ し 小 部 博 志	取締役会長
4	再 任	社外取締役 独立役員 さ とう しん いち 佐 藤 慎 一	取締役
5	再 任	社外取締役 独立役員 こ まつ やよ い 小 松 弥 生	取締役
6	再 任	社外取締役 独立役員 さか い たか こ 酒 井 貴 子	取締役

- (注) 1．上記各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2．社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりです。
- (1)佐藤慎一氏、小松弥生氏及び酒井貴子氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者です。
 - (2)佐藤慎一氏及び小松弥生氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
 - (3)酒井貴子氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
 - (4)責任限定契約
当社は、佐藤慎一氏、小松弥生氏及び酒井貴子氏の間で責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、以下の内容の責任限定契約を継続する予定です。
・各取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、各取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 3．当社は、当社取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社取締役に再任又は選任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約を任期途中に更新することを予定しています。当該契約の内容の概要は事業報告に記載のとおりです。

候補者番号

1

なが もり
永 守

しげ のぶ
重 信

再任

生年月日

1944年 8月28日生

所有する当社株式の数

98,948,264 株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年 7 月 当社設立 代表取締役社長 最高経営責任者
2014年10月 代表取締役会長兼社長
2018年 6 月 代表取締役会長
2022年 4 月 最高経営責任者
2024年 4 月 代表取締役グローバルグループ代表
2024年 6 月 代表取締役グローバルグループ代表（取締役会議長）（現任）

（重要な兼職の状況）

学校法人永守学園理事長

候補者とした理由

当社創業者として、代表取締役グローバルグループ代表（取締役会議長）を務めています。当社グループを短期間で2兆円企業に導いた実績に裏付けられた経営者としての実力と見識により、当社グループの成長発展に適任であると判断し、取締役候補者としています。

候補者番号

2

きし だ
岸 田

みつ や
光 哉

再任

生年月日

1960年2月7日生

所有する当社株式の数

4,512 株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4 月 ソニー(株) (現 ソニーグループ(株)) 入社
2018年 4 月 ソニーモバイルコミュニケーションズ(株) 代表取締役社長
2021年 4 月 ソニー(株)常務
2022年 1 月 当社入社 常務執行役員
2022年 7 月 専務執行役員
2023年 4 月 副社長執行役員
2024年 4 月 社長執行役員
最高経営責任者 (現任)
2024年 6 月 代表取締役社長執行役員 (現任)
2025年 4 月 最高戦略責任者 (現任)

(重要な兼職の状況)

ニデックモビリティ(株)取締役会長
ニデックパワートレインシステムズ(株)取締役会長

候補者とした理由

過去事業会社での経営経験があり、現在は代表取締役社長執行役員 最高経営責任者・最高戦略責任者を務めています。グローバルを含めた経営経験に基づき培われた国際感覚を以て、幅広い分野での豊富な経験・実績・見識を有しており、当社グループの成長発展に適任であると判断し、取締役候補者としています。

候補者番号

3

こ べ
小 部

ひろ し
博 志

再任

生年月日

1949年3月28日生

所有する当社株式の数

1,897,228 株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年 7 月	当社設立に参加	2015年 6 月	代表取締役副会長執行役員 最高営業責任者
1982年 3 月	営業部長	2020年 6 月	副会長執行役員
1984年11月	取締役	2022年 5 月	最高業績管理責任者
1991年11月	常務取締役	2022年 6 月	代表取締役副会長執行役員
1996年 4 月	専務取締役	2022年 9 月	代表取締役社長執行役員 最高執行責任者
2000年 4 月	取締役副社長	2024年 4 月	取締役会長（現任）
2005年 4 月	最高執行責任者		
2006年 6 月	代表取締役副社長		
2008年 6 月	代表取締役副社長執行役員		

(重要な兼職の状況)

ニデックテクノモータ(株)取締役会長
ニデックグローバルサービス(株)取締役会長

候補者とした理由

当社創業メンバーであり、現在は取締役会長を務めています。幅広い分野での豊富な経験・実績・見識を有しており、当社グループの成長発展に適任であると判断し、取締役候補者としています。

候補者番号

4

さ とう
佐 藤

しん いち
慎 一

再任

社外

独立

生年月日

1956年11月4日生

所有する当社株式の数

0 株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4 月	大蔵省（現 財務省）入省	2009年 7 月	財務省大臣官房審議官（主税局担当）
1985年 7 月	福岡国税局唐津税務署長	2010年 1 月	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
1997年 7 月	外務省在英国日本国大使館参事官	2011年 8 月	財務省大臣官房総括審議官
2000年 7 月	総務庁（現 総務省）行政管理局管理官	2013年 6 月	財務省大臣官房長
2002年 7 月	財務省主計局主計官（文部科学係担当）	2014年 7 月	財務省主税局長
2003年 7 月	財務省主税局調査課長	2016年 6 月	財務事務次官
2004年 7 月	財務省主税局税制第二課長	2017年 7 月	財務省退官
2005年 7 月	財務省主税局税制第一課長	2017年11月	サントリーホールディングス(株)顧問（現任）
2006年 7 月	財務省大臣官房秘書課長	2022年 6 月	当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

サントリーホールディングス(株)顧問

候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

財務省で事務次官等の要職を歴任し、財務・会計に関する高い見識と経済・財政・金融政策をはじめとする幅広い分野における豊富な経験と高い見識を活かし、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいています。引き続き、当社取締役会の諮問機関として設置された報酬委員会の委員を務めていただきます。今後も独立した立場で、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただけると期待しています。

候補者番号

5

こ まつ
小 松

やよ い
弥 生

再任

社外

独立

生年月日

1959年3月23日生

所有する当社株式の数

990 株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	文部省(現 文部科学省)入省	2010年7月	文化庁文化部長
1995年7月	掛川市教育委員会教育長	2012年1月	独立行政法人国立美術館理事兼事務局長
1998年4月	仙台市教育委員会教育長	2015年8月	文部科学省研究振興局長
2001年4月	文部科学省初等中等教育局幼児教育課長	2016年12月	文部科学省退官
2003年4月	文部科学省高等教育局医学教育課長	2017年6月	埼玉県教育委員会教育長
2004年7月	内閣府政策統括官(科学技術政策担当) 付参事官	2022年5月	独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館長(現任)
2005年7月	文化庁文化財部伝統文化課長	2022年6月	当社社外取締役(現任)
2007年4月	文化庁長官官房政策課長		
2009年7月	文部科学省科学技術・学術政策局科学技術・学術総括官		

(重要な兼職の状況)

独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館長

候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

文部科学省で研究振興局長等の要職を歴任し、技術・研究開発、人材育成をはじめとする幅広い分野における豊富な経験と高い見識を活かし、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいています。引き続き、当社取締役会の諮問機関として設置された指名委員会の委員を務めていただきます。今後も独立した立場で、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただけると期待しています。

候補者番号

6

さか い
酒 井

たか こ
貴 子

再任

社外

独立

生年月日

1972年 8月28日生

所有する当社株式の数

1,435 株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年 4 月	京都大学大学院法学研究科研究助手	2018年 4 月	大阪府立大学大学院経済学研究科教授
2003年 4 月	大阪府立大学大学院経済学研究科専任講師	2020年 6 月	当社社外取締役（監査等委員）
2007年 3 月	京都大学大学院博士課程修了、博士（法学）取得	2022年 4 月	大阪公立大学大学院法学研究科教授（現任）
2007年10月	大阪府立大学大学院経済学研究科准教授	2022年 6 月	当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

大阪公立大学大学院法学研究科教授

候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

大学教授として租税・会計分野における高度な学識・専門知識を活かし、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいています。引き続き、当社取締役会の諮問機関として設置された指名委員会の委員長、報酬委員会の委員を務めていただきます。今後も独立した立場で、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただけると期待しています。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役村上和也氏が辞任により退任します。又、監査等委員である取締役豊島ひろ江氏は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ています。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号		氏 名	現在の当社における地位
1	新任	社外取締役 独立役員	—
2	再任	社外取締役 独立役員	取締役（監査等委員）

- (注) 1. 上記監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりです。
- (1)吉井浩氏及び豊島ひろ江氏は、監査等委員である社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者です。
- (2)豊島ひろ江氏は、現在、当社の社外取締役（監査等委員）であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- (3)責任限定契約
- 当社は、吉井浩氏の選任が承認された場合、以下の内容の責任限定契約を締結する予定です。又、豊島ひろ江氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を継続する予定です。
- ・各取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、各取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
3. 当社は、当社取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、候補者が当社取締役に再任又は選任された場合には、両氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約を任期途中に更新することを予定しています。当該契約の内容の概要は事業報告に記載のとおりです。
4. 2023年6月20日開催の第50期定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された滝口広子氏の選任の効力は、本定時株主総会開始の時までとされていますが、新たな補欠の監査等委員である取締役の選任予定はありません。なお、同氏の戸籍上の氏名は玉泉広子です。

候補者番号

1

よし い
吉 井

ひろし
浩

新 任

社外

独立

生年月日

1965年12月23日生

所有する当社株式の数

0 株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4 月	大蔵省（現 財務省）入省	2013年 6 月	復興庁統括官付参事官
2000年 7 月	財務省主計局主計官補佐	2016年 6 月	国税庁長官官房総務課長
2003年 4 月	内閣府政策統括官付参事官付企画官	2018年 7 月	国税庁長官官房審議官
2007年 7 月	環境省総合環境政策局総務課調査官	2019年 7 月	福岡国税局長
2009年 7 月	財務省主計局総務課主計企画官 兼主計局司計課予算執行企画室長	2020年 7 月	名古屋国税局長
2010年 2 月	内閣府大臣秘書官	2021年 7 月	大阪国税局長
2012年 1 月	財務省主税局税制第一課主税企画官	2022年 7 月	国土交通省政策統括官
2012年 7 月	財務省主計局主計官	2023年 7 月	財務省退官
		2023年12月	東日本旅客鉄道(株)顧問（現任）

(重要な兼職の状況)

なし

候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

財務省等で要職を歴任しており、その豊富な経験と見識をもとに、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただきます。又、監査等委員として監査等委員会による取締役の職務の執行に関する監査を担っていただきます。独立した立場で、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただけると期待しています。

(注) 吉井浩氏は、現在、東日本旅客鉄道(株)顧問に就いていますが、2025年6月19日に退任する予定です。

候補者番号

2

とよ しま え
豊 島 ひ ろ 江

再任

社外

独立

生年月日

1967年9月28日生

所有する当社株式の数

0 株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年 4 月 大阪弁護士会登録
中本総合法律事務所入所
2005年11月 ニューヨーク州弁護士登録
2009年 4 月 中本総合法律事務所パートナー（現任）
2015年10月 サンエス㈱社外取締役
2020年 6 月 ニッタ㈱社外取締役（現任）
日東富士製粉㈱社外取締役（監査等委員）（現任）
2023年 6 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

（重要な兼職の状況）

中本総合法律事務所パートナー
ニッタ㈱社外取締役
日東富士製粉㈱社外取締役（監査等委員）

候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

弁護士として企業法務・コンプライアンス・M&A等の分野における豊富な経験・専門知識を活かし、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいています。引き続き、監査等委員として監査等委員会による取締役の職務の執行に関する監査を担っていただきます。今後も独立した立場で、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただけると期待しています。

以上

【ご参考】

なお、本議案が承認可決されますと、監査等委員会の構成は次のとおりとなる予定です。

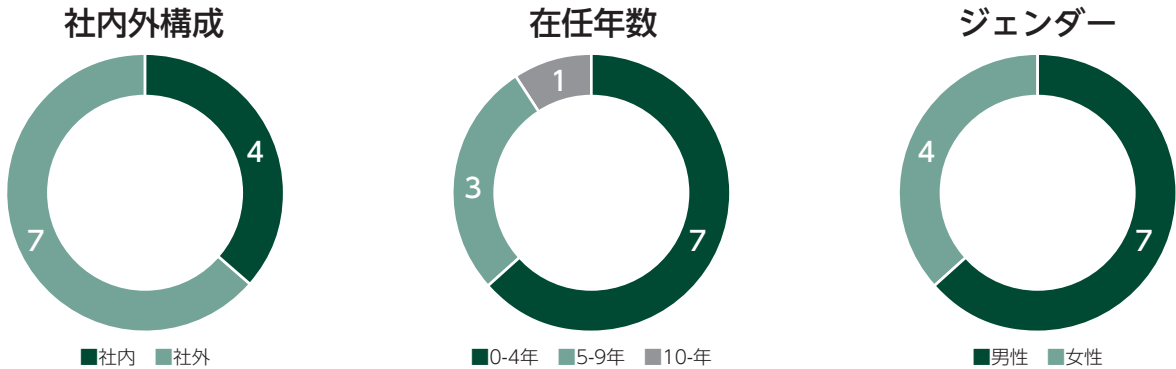
議案候補者	氏名	当社における地位
— 現任	おちあいひろゆき 落合裕之	取締役（常勤監査等委員）
● 新任	社外取締役 独立役員 よしあいひろし 吉井浩	取締役（常勤監査等委員）
— 現任	社外取締役 独立役員 やまだあや 山田文	取締役（監査等委員）
● 再任	社外取締役 独立役員 とよしまえ 豊島ひろ江	取締役（監査等委員）
— 現任	社外取締役 独立役員 うめだくにお 梅田邦夫	取締役（監査等委員）

【ご参考】選任後の取締役会構成及びスキルマトリクス

第1号議案「監査等委員でない取締役6名選任の件」、第2号議案「監査等委員である取締役2名選任の件」を原案どおり承認可決いただいた場合、取締役会の構成は以下のとおりです。

氏名	取締役を求める専門性と経験 ※最大3つ							
	事業戦略	技術・研究開発	国際性・グローバル経験	人材開発	環境・社会	法務・コンプライアンス	財務・会計	ガバナンス・リスク管理
永守 重信	○	○						○
岸田 光哉	○		○					○
小部 博志	○	○						○
落合 裕之			○		○			○
吉井 浩					○	○	○	
佐藤 慎一	○						○	○
小松 弥生		○		○	○			
酒井 貴子				○		○	○	
山田 文			○	○		○		
豊島ひろ江			○			○		○
梅田 邦夫			○		○			○

<構成比率>



【ご参考】取締役の選任方針・選任基準等に関する事項

当社は、2022年11月5日開催の取締役会において、当社の取締役及び執行役員等の選任方針・選任基準・候補者案の決定等に関して、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることで、公正性・透明性・客観性を担保し、当社のコーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ることを目的に、取締役会の諮問機関として過半数が社外取締役で構成される指名委員会を設置しました。指名委員会で審議した取締役の選任方針・選任基準の詳細は以下のとおりです。

ア. 選任方針

グローバルな競争力の強化と事業の持続的な成長・発展を目的とし、当該ポストに関する選任基準などを踏まえ、決定するものとする。

イ. 選任基準

《共通》

・事業戦略、技術・研究開発、国際性・グローバル経験、人材開発、環境・社会、法務・コンプライアンス、財務・会計、ガバナンス・リスク管理に関わる専門的な知識、深い知見を有し、客観的かつ公平公正な見地に立ち、意見具申できる者であること（共通のうち、該当する項目をスキルマトリクスとして開示）

《社内取締役》

・Nidec Way及び3Q6Sを体現できる者であること

《社外取締役》

・Nidec Way及び3Q6Sに共感できる者であること
・社外取締役の独立性基準（一般株主とは利益相反が生じるおそれがない等）を充たす者であること

※Nidec Way・3Q6S・・・NIDECグループ全体（グローバル含む）で共有し、且つ指針とすべき行動規範・経営ノウハウとしています。

ウ. 取締役決定プロセス

取締役は、選任方針・選任基準に基づき候補者としています。取締役の選任方針・選任基準並びに取締役候補者の指名については、指名委員会が審議を行い、その結果を取締役会に答申し、答申を踏まえて取締役会が決定します。

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

(1) 全般的な状況

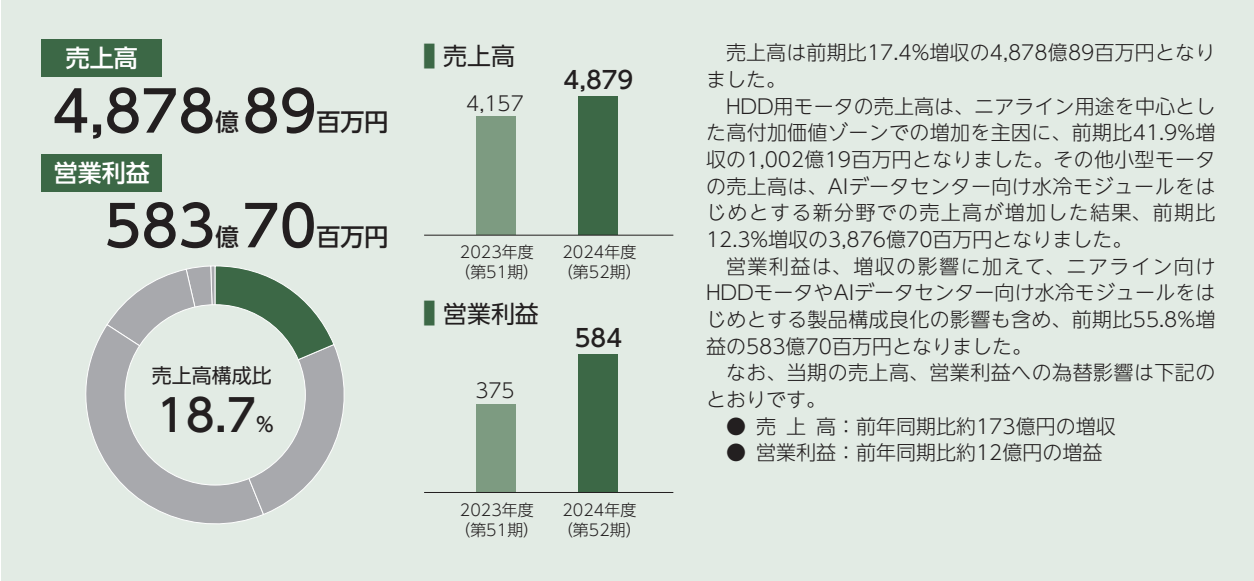
岸田光哉が社長に就任し、新経営体制がスタートして1年が経過しました。One Nidecをキーワードにグループ間で横串を通してシナジーを創出しながら成長していく全体最適の経営、すなわちグループ一体化経営の実現を目指して、技術・製品・人材のグローバルベースでの融合をはじめ各種の施策を強力に推進する体制を整えてきました。

製品グループ別については、まず精密小型モータはニアライン用途を中心にHDD用モータの需要が回復し、収益を押し上げました。また、新分野となるAIデータセンター向け水冷モジュールは来る次世代GPU仕様サーバ向けを含め、精密モータの開発・生産で培った精密加工技術とコスト競争力を活かし、部品供給も含め付加価値の高い戦略商材の生産体制を整備し、顧客ニーズを満たす収益性の高い事業ポートフォリオへの転換を加速しています。車載はEVトラクションモータ関連事業においてBEV市場の拡大鈍化と価格競争の激化をいち早く察知し昨年度に他社に先駆けて収益性最優先へ戦略転換を行い、不採算機種種の受注制限の徹底と部品単体ビジネスへの転換を推進しています。また、車載オーガニック（既存事業）は欧州市場の冷え込み等の影響を受けながらも、高度な電動化の波が強くなる中、モータ及び周辺部品の需要を着実に取り込み拡販活動を展開しています。なお、2025年1月1日より欧米のマネジメント・オペレーションと生産・購買・人事等の横串機能が充実している家電産業事業本部（ACIM）に車載オーガニック（既存事業）の統合を進め、車載オーガニック事業運営の最適化を進めています。更に2025年4月1日付でニデックモビリティとニデックエレシスを経営統合しました。両社のリソース一体化を図り、強力なソリューションを提供できる体制作りを加速していきます。家電・商業・産業用は、データセンターの非常用電源向けの発電機やグリーンイノベーションの進展に伴うバッテリーエネルギー貯蔵システム（BESS）、社会インフラ更新に伴う大型モータの需要が拡大しています。これらの旺盛な需要に応えるためにインド・フランス・北中米にて生産能力の増強投資を鋭意進めると共に、バリューチェーンの下流領域の保守・点検等のリカーリングビジネスも強化しています。機器装置ではグループ全体の上流での品質の作り込みに直結する工作機械を強化しています。生産体制の集約や営業・サービスの一体運営によるシナジー効果が結実しつつある中、市場も景気変動サイクルにおける低迷期を経て上昇トレンドへの兆しが出始めています。このように新経営体制の下、グループ一丸となってスリー新（新市場、新製品、新顧客）活動を強化した結果、当連結会計年度の売上高、営業利益、税引前当期利益、当期利益のいずれにおいても過去最高を更新しました。

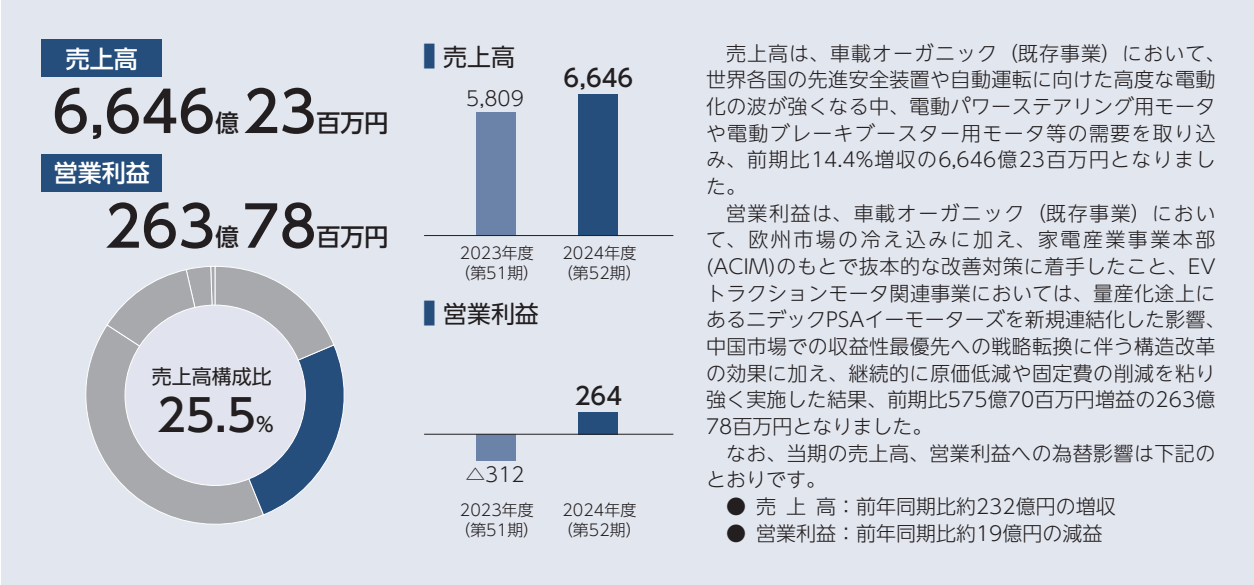
更に、当社は2027年度をターゲットとする新中期経営計画（Conversion2027）を策定しました。2025年度より3つの「転換(Conversion)」として、①高収益構造へ「転換」・②成長を支える「事業5本柱」へ「転換」・③真のグローバル体制へ「転換」を設定し、事業ポートフォリオの見直し、拠点統廃合、製造間接中心に人員削減、戦略投資の推進等により収益構造の抜本的転換を図り利益率の改善を目指します。

当期の継続事業からの連結売上高は、前期比11.1%増収の2兆6,070億94百万円となり、過去最高を更新しました。営業利益は前期比48.4%増益の2,402億円となり、過去最高を更新しました。税引前当期利益は前期比17.3%増益の2,365億28百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は前期比34.7%増益の1,676億88百万円となり、いずれも過去最高を更新しました。

精密小型モータ



車載



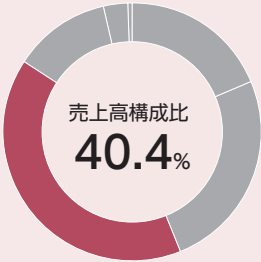
家電・商業・産業用

売上高

1兆519億36百万円

営業利益

1,197億91百万円



売上高は、データセンターの非常用電源向け発電機やグリーンイノベーションの進展に伴うバッテリーエネルギー貯蔵システム(BESS)や社会インフラ更新に伴う大型モータの需要が拡大しており、前期比8.9%増収の1兆519億36百万円となりました。

営業利益は、収益性の改善を目指して欧州を中心とする分散拠点の合理化や生産体制の集約等を進めた結果、先行して一時的なコスト負担が発生したものの、発電機やバッテリーエネルギー貯蔵システム(BESS)をはじめエネルギー分野の拡大に伴う製品構成の良化や為替の影響も含め前期比4.3%増益の1,197億91百万円となりました。

なお、当期の売上高、営業利益への為替影響は下記のとおりです。

- 売上高：前年同期比約521億円の増収
- 営業利益：前年同期比約68億円の増益

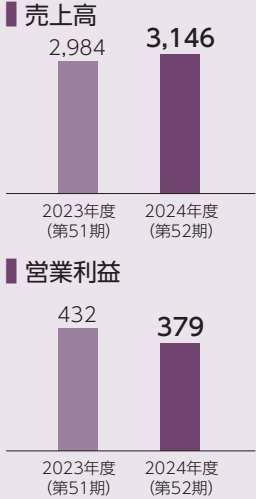
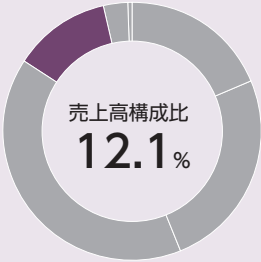
機器装置

売上高

3,145億91百万円

営業利益

379億14百万円



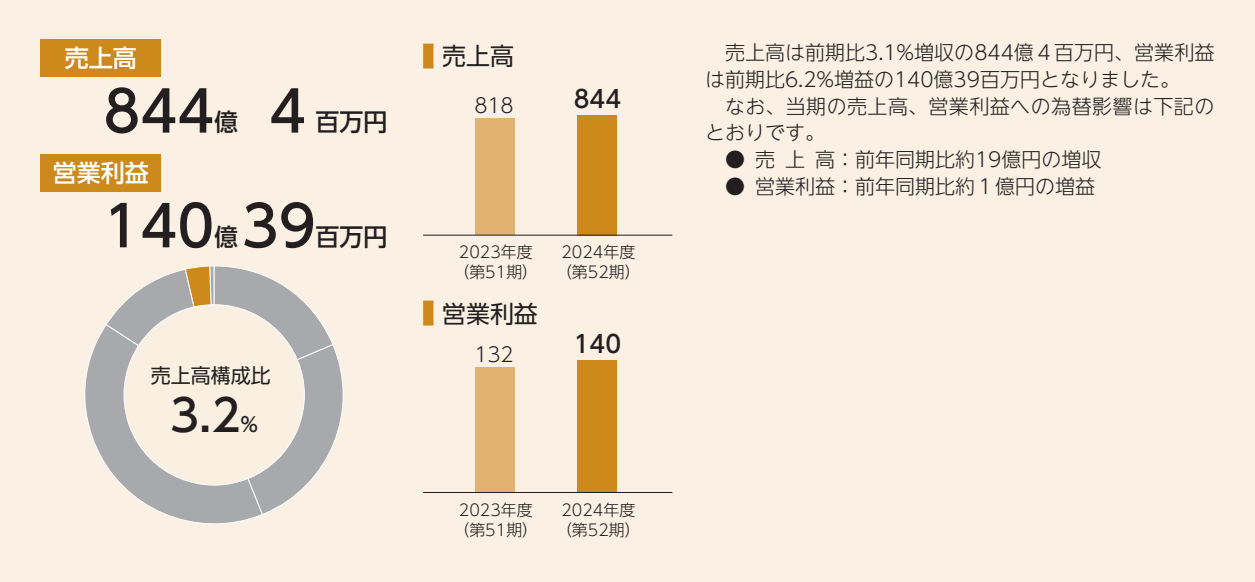
売上高は、新規連結による影響や液晶ガラス基板搬送用ロボットの増収を主因に、前期比5.4%増収の3,145億91百万円となりました。

営業利益は、前年同期に不動産売却益等の一過性収益があったことに加え、景気変動サイクルに伴う高収益の半導体検査装置の売上減少や、工作機械関連各社の生産体制集約等に伴う一時的な費用発生や生産能力低下により、前期比12.2%減益の379億14百万円となりました。

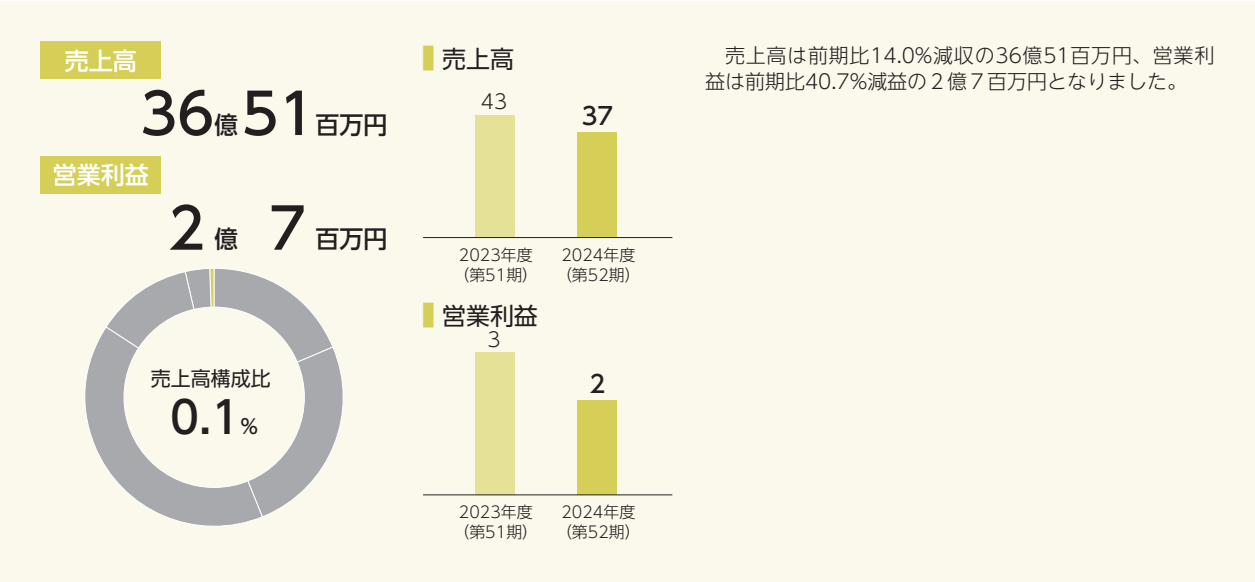
なお、当期の売上高、営業利益への為替影響は下記のとおりです。

- 売上高：前年同期比約63億円の増収
- 営業利益：前年同期比約5億円の増益

電子・光学部品



その他



2. 資金調達及び設備投資の状況

(1) 資金調達

当連結会計年度中においては、社債の償還資金に充当するため、複数の金融機関から総額600億円の借入を行いました。又、当社子会社については原則として金融機関からの資金調達を行わず、統括会社のキャッシュマネジメントシステム等を利用したグループ内ファイナンスにより、資金調達の一元化と資金効率化を継続して推進しています。なお、当連結会計年度末の借入金及び社債の合計金額は5,785億40百万円となっています。

(2) 設備投資

当連結会計年度中の設備投資の総額は1,207億11百万円となりました。主なものは、海外子会社の生産能力増強のための投資です。

3. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

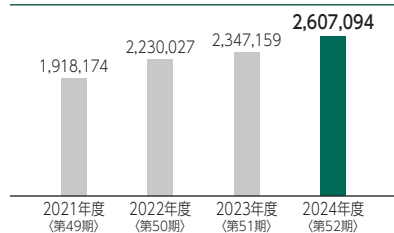
【国際会計基準(IFRS)】

		2021年度〈第49期〉	2022年度〈第50期〉	2023年度〈第51期〉	2024年度〈第52期〉
売上高	(百万円)	1,918,174	2,230,027	2,347,159	2,607,094
営業利益	(百万円)	170,374	89,923	161,856	240,200
親会社の所有者に 帰属する当期利益	(百万円)	135,759	36,982	124,455	167,688
基本的 1 株当たり 当期利益	(円)	116.20	32.13	108.30	145.95
資産合計	(百万円)	2,678,483	2,862,749	3,159,709	3,325,561
親会社の所有者に 帰属する持分	(百万円)	1,292,241	1,346,565	1,631,481	1,719,296
1 株当たり親会社 所有者帰属持分	(円)	1,113.50	1,171.42	1,419.67	1,499.86

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しています。
2. 基本的 1 株当たり当期利益については、親会社の所有者に帰属する当期利益の数値を基に算出しています。
3. 基本的 1 株当たり当期利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1 株当たり親会社所有者帰属持分は自己株式を控除した期末発行済株式総数により、それぞれ算出しています。
4. 基本的 1 株当たり当期利益の算定及び 1 株当たり親会社所有者帰属持分の算定において、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数から当該株式数を控除しています。
5. 当社は、2024年10月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の株式分割を行っています。第49期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1 株当たり情報を算出しています。
6. 第52期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第51期については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の見直しが反映された後の金額によっています。

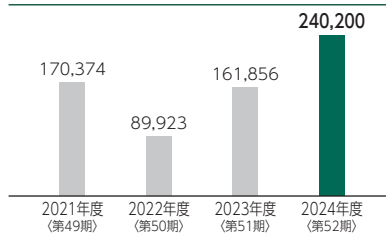
売上高

(百万円)



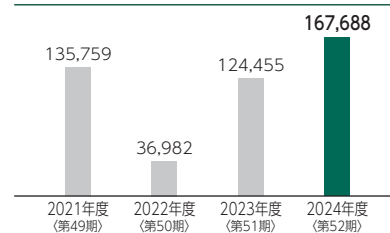
営業利益

(百万円)



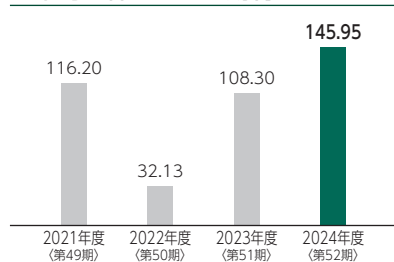
親会社の所有者に帰属する当期利益

(百万円)



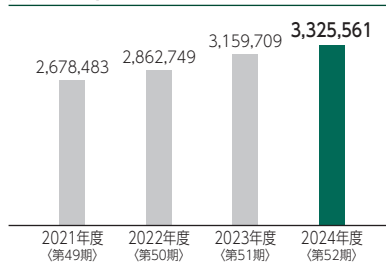
基本的 1 株当たり当期利益

(円)



資産合計

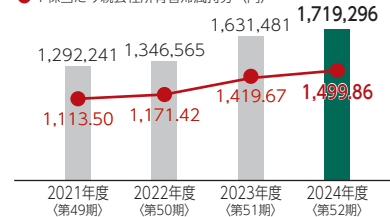
(百万円)



親会社の所有者に帰属する持分 / 1 株当たり親会社所有者帰属持分

■ 親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)

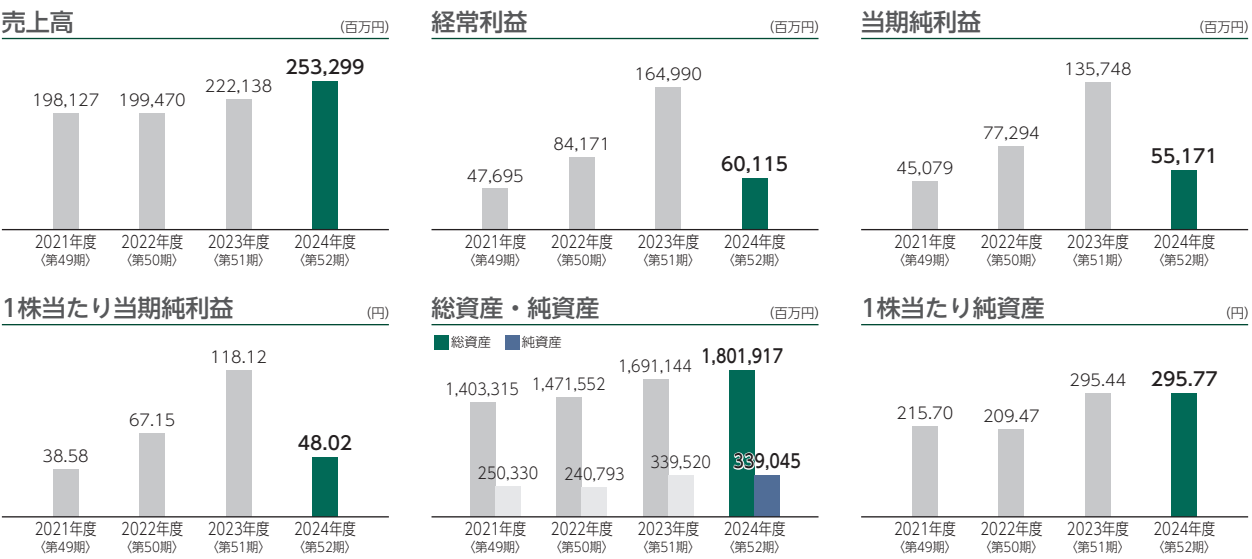
● 1 株当たり親会社所有者帰属持分 (円)



(2) 当社の財産及び損益の状況

		2021年度〈第49期〉	2022年度〈第50期〉	2023年度〈第51期〉	2024年度〈第52期〉
売上高	(百万円)	198,127	199,470	222,138	253,299
経常利益	(百万円)	47,695	84,171	164,990	60,115
当期純利益	(百万円)	45,079	77,294	135,748	55,171
1株当たり当期純利益	(円)	38.58	67.15	118.12	48.02
総資産	(百万円)	1,403,315	1,471,552	1,691,144	1,801,917
純資産	(百万円)	250,330	240,793	339,520	339,045
1株当たり純資産	(円)	215.70	209.47	295.44	295.77

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しています。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により、それぞれ算出しています。
3. 1株当たり当期純利益の算定及び1株当たり純資産の算定において、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数から当該株式数を控除しています。
4. 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っています。第49期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり情報を算定しています。



4. 対処すべき課題

当社は2027年度をターゲットとする新中期経営計画（Conversion2027）を策定しました。2025年度より事業再編・拠点統廃合・人員削減など収益構造の抜本的転換を図り利益率の改善を実現するため、3つの観点で強力に「転換」を実行していきます。

①高収益構造へ「転換」

変動費については、不採算・ノンコア事業の見直しにより収益性の高い事業ポートフォリオへの転換に加え、技術力により材料費の更なる削減や品質の作り込みを加速します。固定費については、拠点統廃合やプロセス抜本変革（PSI/MRPなど）により製造間接中心に人員削減を断行します。一方で、システム・DX投資、先行開発投資、自動化投資には売上高の1%を目途に戦略投資枠を確保し、高収益構造を確立します。

②成長を支える「事業5本柱」へ「転換」

市場動向を踏まえた5つの注力事業領域を「事業5本柱」として明示し、①AI社会を支える、②サステナブル・インフラとエネルギーの追求、③産業の生産効率化、④より良い生活の追求（Better Life）、⑤モビリティイノベーションの各領域で、既存事業の枠を超えてシナジーを追求します。各地域の需要に応じて地産地消をベースにビジネスを展開し、顧客目線の”One Nidec”活動へリソースを結集します。

③真のグローバル体制へ「転換」

チーフオフィサー制（CxO）の強化と執行役員のスリム化を図り、よりスピーディーな経営体制を実現します。高度な技術・技能・知識を有する「フェロー」と次世代の役員候補者である「理事」を新設し、グローバルでクリーンな体制を構築します。

新中期経営計画（Conversion2027）の業績目標は次のとおりです。

2027年度

- ①連結売上高 2.9兆円
- ②営業利益 3,500億円（営業利益率 12%）
- ③ROIC（投下資本利益率）12%

経営環境及び経営戦略については次のとおりです。

① 精密小型モータ

精密小型モータ事業にはHDD用モータ事業とその他小型モータ事業があります。HDDは主にPCやサーバをはじめとした多くの情報機器に用いられていますが、その心臓部を担うのがHDD用モータです。タブレットやスマートフォンなどの新しいIT端末の普及によりPC用途のHDDは今後大きな市場拡大を望めませんが、一方で5G通信の拡がりにより画像や動画などの高画質・高容量化、ソーシャルメディアやゲームの普及といったビッグデータ化は益々加速すると考えられます。それに伴うストレージ需要の拡大により、今後もサーバ用途等ではHDD用モータ需要は安定して継続すると見込まれます。2024年度ではデータセンター向けのニアラインHDDの需要が増加したことで売上高が増加しました。

その他小型モータに関しては当社が手掛けてきた光ディスク用やOA機器用モータは中長期トレンドとして需要が減少しています。そこで成長事業として新しく取り組んでいるのがAIサーバ向け水冷モジュールです。今後拡大が見込まれるAIは膨大なデータを基に学習処理を行うため、AI向け半導体演算装置（CPU/GPU）が高い熱を発生します。AIの発展に伴い、空冷式に対して格段に高い冷却能力を持つ水冷モジュールの需要が高まっており当社では生産キャパシティの拡大、パーツの内製化、次世代製品の開発等に取り組んでいます。また、電動二輪車向けモータの開発にも取り組んでいます。四輪車同様、二輪車でも電動化の波が押し寄せており、駆動ユニット向けモータ需要の大幅拡大が今後期待できる市場と認識しています。最大の市場であるインドにて、インドの二輪車メーカー向けの営業活動に注力し、既に複数のトップメーカーへ製品を供給しています。その他のAV・IT・OA・通信機器や家電・産業機器など多岐にわたる分野においても新たな活用場を開拓し、持続的な成長につなげていきます。

② 車載

車載オーガニック（既存事業）においては、「CASE革命」に伴う自動車部品の電動化といった市場の変化の追い風を捉え、世界No.1シェアを誇る電動パワステ用モータやブレーキ用モータをはじめとした車載用モータに加え、電動オイルポンプや電動ウォーターポンプ等の車載製品を提供し、更なる市場シェアの獲得と、売上・利益の成長を強力に推進していきます。また、欧米オペレーションに強みを持つ家電産業事業本部(ACIM)と統合することで地域毎の強力な横串機能によりオペレーション（調達、生産、物流）を統合し競争力強化を図っています。更に、拡大する電子・電源制御領域において、ニデックモビリティとニデックエレシスを統合することで協業・知見集約を図り、更なる競争力の強化を進めます。

EVトラクションモータ事業においては、激しい価格競争の進展によって健全な競争環境が失われつつある中国EV市場において、開発や部品調達のさらなる現地化による徹底したコスト削減、次世代のE-Axle開発など、中国EV市場の競争に対応するための施策を実行しています。一方、欧州ではStellantisグループとの合併会社であるニデックPSAイーモーターズが2024年度にE-Axleの本格的な量産を開始し、連結業績への算入も始まっており、材料費・外注費の改善や品質の向上を通して収益性の向上を図っています。また、車載事業全般においては組織の枠を超えた一体化の取り組みを継続しており、一貫した戦略を基にしたシナジーにより市場に更なる価値を提供していきます。

③ 家電・商業・産業用

現在、世界の電力使用量の約半分をモータが占めていると言われており、特に産業用モータによる消費量が大きいことから、より高効率なモータへの置き換えが急務となっています。当社は、家電関連では、洗濯機、乾燥機、食洗機用モータや冷蔵庫用のコンプレッサー及びコンプレッサー用のモータ等を手掛けており、効率に優れたブラシレスDCモータへの置き換え需要の更なる高まりに応えていきます。また、家電需要の新興国への拡大も中期的に期待されます。商業部門ではエアコン向けモータやECの配送センターで使用されるロボット向けのモジュール等を提供し、産業部門では農業、ガス、鉱業、上下水道、海洋といったマーケットを中心に事業を展開しています。特に、データセンターに必要な不可欠な非常用電源向けの発電機、社会インフラ更新に伴う大型モータの需要が増大しており、これらの事業においては付加価値の高いメンテナンス事業にも注力しています。また各国の発電・送電事業者に向けたバッテリーエネルギー貯蔵システム（BESS）の需要も高まっています。再生可能エネルギーの増加とともに、当社BESS関連ビジネスは今後も大きな成長が期待されます。ブラジルの航空機メーカーEMBRAER社との合併会社を設立したeVTOL（電動垂直離着陸機）向けモータも移動インフラの変化と共に今後の成長が期待される分野です。

④ 機器装置

機械事業本部は、主に減速機事業・プレス事業・工作機械事業に分かれます。減速機事業については、先進国を中心に広がる少子高齢化による労働力不足が今後の需要を拡大させると考えられ、中でも成長が期待される協働ロボット用減速機の開発・生産に注力していきます。

プレス機事業については、プレス機、送り装置等の周辺機器を揃え、日本・アメリカ・スペイン他に生産拠点をもち、グローバルで幅広い製品をワンストップで供給できる体制を整えています。

工作機械事業については、現在の製品ポートフォリオとして、マシニングセンタ・旋盤・歯車機械・大型汎用工作機械が揃い、多くのお客様にワンストップで製品・サービスを提供できる体制が整っています。当社は新製品・新技術の開発を通じて新市場を開拓し、2030年度までにグローバルNo.1の総合工作機械メーカーとなることを目指しています。

⑤ M&A

上記の目標を達成するために、当社では被買収企業と既存の技術を掛け合わせることで企業価値を最大化し、更なる成長を図っています。特に機械事業本部では、グローバルNo.1の総合工作機械メーカーを目指すためM&Aを積極的に行っています。2021年8月に高精度・高効率の歯車加工技術を持つ三菱重工工作機械株式会社（現 ニデックマシンツール）を買収し工作機械事業に参入して以降、2022年2月にマシニングセンタの老舗であるOKK株式会社（現 ニデックオーケーケー）、2023年2月に横中ぐり盤の世界トップメーカーであるPAMA S.p.A.社、2023年12月に旋盤の専門メーカーである株式会社TAKISAWAを買収しました。これら一連の買収により製品ラインアップの拡充と海外市場におけるシェア強化を図っています。また、2024年10月にプレス周辺機器製造、販売等を事業内容とするLinear Transfer Automation Inc.及び同関連会社を買収したことで、プレス機本体と前後工程の周辺ライン一式というトータルシステムのソリューション提供が可能になり売上拡大が期待できます。

⑥ サステナビリティ

当社事業の持続性を担保する取り組みとして「脱炭素社会の実現」「人権の尊重・適正な労働慣行の浸透」「国際競争力が高い人材の確保・育成」を含む5つの重要分野（マテリアリティ）において改善活動を進めており、それらの成果は役員報酬に反映されます。「脱炭素社会の実現」を例に挙げると、2040年度までにスコープ1・2のCO2排出量を、2050年度にはサプライチェーンのCO2排出量（スコープ3）をネットゼロ状態にする長期目標を設定しており、そこへ至る道程には、2030年度までにスコープ1・2排出量を42%削減（2022年度比）し、スコープ3排出量を25%削減（2022年度比）する中間目標を据えています。この中間目標は国際的気候変動イニシアティブであるSBTi (Science-based Target initiative)の検証を経ており、当社は再生可能エネルギーの導入や省エネ活動、並びに軽薄短小技術を活かした省資源・省エネルギー製品の開発を目標到達の主軸としています。

今後、当社は「中長期の方向性」を明確化するため、市場動向を踏まえた5つの注力事業領域を「事業5本柱」として位置付け、①AI社会を支える、②サステナブル・インフラとエネルギーの追求、③産業の生産効率化、④より良い生活の追求 (Better Life)、⑤モビリティイノベーションの各領域でニデック各社の強みを活かし、協業とシナジーの発揮によりビジネス機会を獲得し事業拡大を目指すと共に、顧客目線・要望を意識し、既存事業の枠を超えてグループ内の強み・価値を提供していきます。

5. 企業集団の主要拠点等（2025年3月31日現在）

(1) 主要な営業所及び工場

当社本社	京都市南区
当社営業所並びに開発拠点	京都、東京、川崎
その他拠点	ニデックエレクトロニクスタイランド(株)、ニデック自動車モータ（浙江）有限公司、ニデックモータ(株)（米国）、ニデックグローバル・アプライアンス・ブラジル社、ニデックマシンツール(株)（滋賀）、ニデックインスツルメンツ(株)（長野）

(2) 企業集団の使用人の状況

① 企業集団の状況

区分	使用人数	前期末比増減
合計	104,285名	3,173名増

（注） 上記使用人の他に臨時雇用者19,464名が在籍しています。

② 当社の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計	1,714名	250名減	42.2歳	13.3年

（注） 上記使用人の他に臨時雇用者25名が在籍しています。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況（2025年3月31日現在）

会社名	資本金又は出資金	議決権比率	主要な事業内容
ニデックエレクトロニクス タ イ ラ ン ド (株)	231,657千USD	100.0%	精密小型モータの製造
ニデック自動車モータ（浙江）有限公司	135,966千USD	100.0% (5.3%)	車載用製品の製造販売
ニ デ ッ ク モ ー タ (株)	1,450,316千USD	100.0% (100.0%)	家電・商業・産業用製品の製造販売
ニ デ ッ ク グ ロ ー バ ル ・ ア プ ラ イ ア ン ス ・ ブ ラ ジ ル 社	1,275,243千BRL	100.0%	家電・商業・産業用製品の製造販売
ニ デ ッ ク マ シ ン ツ ー ル (株)	3,000百万円	100.0%	機器装置の製造販売
ニデックインストルメンツ(株)	35,270百万円	100.0%	精密小型モータ、車載用製品、機器装置、電子部品の製造販売

(注) 1. 資本金及び出資金は単位未満を四捨五入して表示しています。
2. 議決権比率欄の（ ）内は、当社子会社が所有する議決権比率の内数を示したものです。

(2) 重要な企業結合の経過

該当事項はありません。

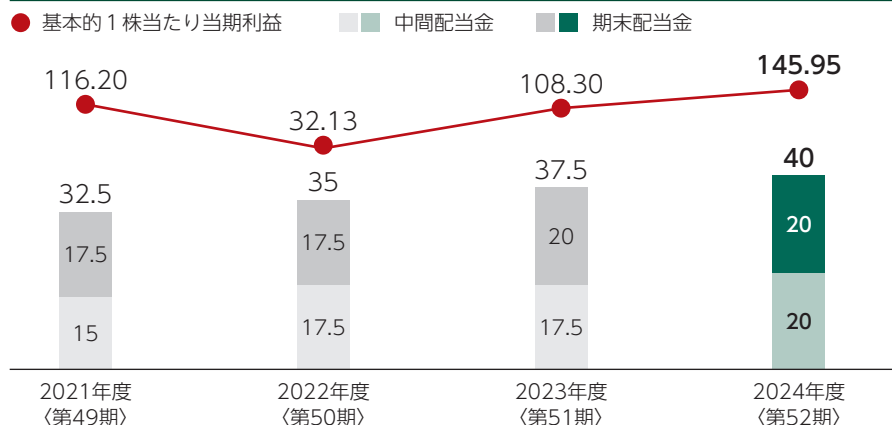
7. 主要な借入先及び借入額（2025年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社京都銀行	76,500
株式会社三菱UFJ銀行	63,000
欧州投資銀行	37,278
株式会社三井住友銀行	32,000

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株価や時価総額を経営の重要指標と位置付け、資本市場との丁寧な対話を重視して取り組んできました。株主還元については、成長分野での事業拡大と収益力向上による株価上昇に加え、安定的・継続的な配当の実施を維持しながら、自己株式取得についても中長期的な成長投資資金や現状のキャッシュポジション、株価水準、総還元額の状況などを考慮して機動的に実施することとし、総還元性向50%を目指していきます。

基本的1株当たり当期利益（EPS）と1株当たり配当金の推移 (円/株)



(注) 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っています。第49期の期首に該当株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり配当金及び基本的1株当たり当期利益を算定しています。

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 1,920,000,000株

2. 発行済株式の総数 1,192,568,936株

3. 株主数 197,783名

4. 大株主（自己株式を除く上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	156,397	13.62
永守重信	98,948	8.61
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	60,405	5.26
株式会社京都銀行	49,596	4.32
エスエヌ興産合同会社	40,491	3.52
株式会社三菱UFJ銀行	29,703	2.58
日本生命保険相互会社	26,318	2.29
明治安田生命保険相互会社	25,608	2.23
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	22,332	1.94
株式会社滋賀銀行	17,643	1.53

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しています。
2. 当社は自己株式44,588,381株を保有していますが、上記大株主から除いています。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しています。なお自己株式には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託の所有する当社株式を含めていません。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

付与対象者	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	1,581	3

(注) 上記の当社普通株式は、2024年10月1日付で実施した株式分割（1株を2株に分割）前に交付したものであるため、当該株式分割前の株式数で表示しています。
同株式は業績連動型株式報酬として交付をしたものであり、内容につきましては「2. (5) 業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項」に記載しています。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況（2025年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 グローバルグループ代表 （取締役会議長）	永 守 重 信	学校法人永守学園理事長
代表取締役 社長執行役員	岸 田 光 哉	最高経営責任者、車載事業本部長、ニデックモビリティ㈱取締役会長、ニデックパワートレインシステムズ㈱取締役会長、ニデックエレシス㈱取締役会長
取締役会長	小 部 博 志	ニデックテクノモータ㈱取締役会長
取締役 （常勤監査等委員）	村 上 和 也	ニデックドライブテクノロジー㈱監査役、ニデックテクノモータ㈱監査役、ニデックアドバンステクノロジー㈱監査役、ニデックマシンツール㈱監査役、ニデックグローバルサービス㈱監査役、ニデックオーケーケー㈱監査役、㈱TAKI SAWA監査役、ニデックマシナリー㈱監査役
取締役 （常勤監査等委員）	落 合 裕 之	ニデックインストルメンツ㈱監査役、ニデックモビリティ㈱監査役、ニデックパワートレインシステムズ㈱監査役、ニデックコンポーネンツ㈱監査役、ニデックプレジジョン㈱監査役、ニデックアドバンスドモータ㈱監査役、ニデックエレシス㈱監査役
取締役	佐 藤 慎 一	サントリーホールディングス㈱顧問
取締役	小 松 弥 生	独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館長
取締役	酒 井 貴 子	大阪公立大学大学院法学研究科教授
取締役（監査等委員）	山 田 文	京都大学大学院法学研究科教授
取締役（監査等委員）	豊 島 ひろ江	中本総合法律事務所パートナー、ニッタ㈱社外取締役、日東富士製粉㈱社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	梅 田 邦 夫	一般財団法人外国人材共生支援全国協会副会長

- （注）1. 取締役 佐藤慎一氏、小松弥生氏、酒井貴子氏、山田文氏、豊島ひろ江氏及び梅田邦夫氏は、社外取締役です。又、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
2. 村上和也氏及び落合裕之氏は常勤監査等委員です。常勤監査等委員を選定している理由は、日常的な情報収集力の強化及び重要な会議への出席によって監査の実効性を高めるためです。
3. 2024年6月18日開催の第51期定時株主総会における取締役及び取締役（監査等委員）の異動は、次のとおりです。
- （1）取締役に岸田光哉氏、取締役（監査等委員）に梅田邦夫氏が新たに選任され、就任しました。
- （2）取締役（監査等委員） 渡邊純子氏が退任しました。
4. 取締役（常勤監査等委員）村上和也氏は、財務省等で要職を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 取締役 佐藤慎一氏、小松弥生氏及び酒井貴子氏、取締役（監査等委員）豊島ひろ江氏及び梅田邦夫氏に関しては、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
6. 取締役（監査等委員） 山田文氏は、京都大学大学院法学研究科教授です。当社は教育及び研究活動のため、同大学大学院工学研究科寄付講座「優しい地球環境を実現する先端電気機器工学」へ寄付していますが、その額は2020年度39百万円(同大学における寄付収入総額 5,766百万円)、2021年度39百万円(同 5,416百万円)、2022年度49百万円(同 9,885百万円)、2023年度39百万円(同14,869百万円)、昨年2024年度39百万円となっています。2022年度の寄付には、125周年記念事業への寄付を含んでいます。いずれの年度も当社の寄付額は同大学寄付収入総額と比較して僅少と考えています。又、当社と同大学大学院工学研究科との間には共同研究に関する契約があり、同大学に対して2022年度18百万円、2023年度53百万円、2024年度44百万円の研究費を支払っています。いずれも同氏の所属する学部と寄付先・支払先の学部が異なること及び同氏が大学を代表する立場にないことから直接の利害関係はなく、同氏の独立性に問題はないと考えています。

7. 当事業年度末日後に生じた担当及び重要な兼職の状況の異動は、次のとおりです。

氏名	変更後	変更前	異動年月日
岸 田 光 哉	代表取締役社長執行役員 最高経営責任者、最高戦略責任者、車載事業本部長、ニデックモビリティ(株)取締役会長、ニデックパワートレインシステムズ(株)取締役会長	代表取締役社長執行役員 最高経営責任者、車載事業本部長、ニデックモビリティ(株)取締役会長、ニデックパワートレインシステムズ(株)取締役会長、ニデックエレシス(株)取締役会長	2025年4月1日
小 部 博 志	取締役会長 ニデックテクノモータ(株)取締役会長、ニデックグローバルサービス(株)取締役会長	取締役会長 ニデックテクノモータ(株)取締役会長	2025年4月1日
落 合 裕 之	取締役(常勤監査等委員) ニデックインスツルメンツ(株)監査役、ニデックモビリティ(株)監査役、ニデックパワートレインシステムズ(株)監査役、ニデックコンポーネンツ(株)監査役、ニデックプレジジョン(株)監査役、ニデックアドバンスドモータ(株)監査役	取締役(常勤監査等委員) ニデックインスツルメンツ(株)監査役、ニデックモビリティ(株)監査役、ニデックパワートレインシステムズ(株)監査役、ニデックコンポーネンツ(株)監査役、ニデックプレジジョン(株)監査役、ニデックアドバンスドモータ(株)監査役、ニデックエレシス(株)監査役	2025年4月1日

2. 当事業年度に係る取締役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に関する事項について取締役会にて決定しています。
その詳細は次のとおりです。

ア. 基本方針

当社の役員報酬は、グローバルな競争力の強化と事業の持続的な成長を目的とし、以下の方針に基づき決定するものとします。

- ・企業価値向上へのモチベーションを高めるものであること
- ・優秀な経営人材確保に資するものであること
- ・当社の企業規模と事業領域において適正な水準であること

イ. 報酬構成の概要

＜社外取締役（監査等委員である取締役を除く）＞

社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、その独立性を確保するため固定報酬のみとし、月例で支給します。

＜取締役グローバルグループ代表＞

取締役グローバルグループ代表の報酬は、固定報酬のみとし、月例で支給します。

＜取締役（グローバルグループ代表、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）＞

取締役（グローバルグループ代表、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の報酬は、①職位に応じた固定報酬、②前年度の業績達成度等の評価に基づく変動報酬（賞与）、③3事業年度の業績達成度等に基づく業績連動型株式報酬とします。

②変動報酬（賞与）は、毎年度の連結売上高・連結営業利益の計画達成度及び役員の業績等を考慮した上で決定し、変動報酬の中間値（固定報酬の50％）に対して0（不支給）から2倍までの範囲で変動します。

③業績連動型株式報酬は、対象期間を連続する3事業年度とし、職位及び毎年度の連結売上高・連結営業利益の計画達成度及びESG評価における目標達成銘柄数に応じて0％から200％の範囲で変動するポイントを付与し、対象期間経過後に、付与されたポイントの累積値に基づいて算出される数の当社株式の交付及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付を行います（1ポイント＝1株）。

取締役（グローバルグループ代表、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の①固定報酬、②変動報酬（賞与）、③業績連動型株式報酬の割合は、概ね「3」：「1.5」：「1」とします。

報酬の種類	支給基準	支給方法	報酬割合
			取締役
固定報酬	・ 職位別に決定	毎月現金	3
変動報酬（賞与）	・ 前年度の連結売上高/連結営業利益の計画達成度 ・ 役員の業績等を考慮 ・ 変動報酬の中間値に対して0から2倍までの範囲で変動	毎月現金	1.5
業績連動型株式報酬	・ 毎年、職位別の基準額 × 業績連動係数（※）で算出するポイントを付与 ※前年度の連結売上高・連結営業利益の計画達成度、ESG評価における目標達成銘柄数に応じて0％から200％の範囲で変動するポイントを付与 ・ 3事業年度終了後に、累積ポイントに相当する当社株式の交付及び換価処分金相当の金銭を給付	3事業年度経過後 （株式・金銭）	1

ウ. 報酬の決定プロセス

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の固定報酬及び変動報酬の額については、本方針に定める基準に従って、任意の諮問機関である報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会が決定します。また、業績連動型株式報酬の内容についても、同様に報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会が決定します。

エ. 報酬の没収等（クローバック・マルス）

固定報酬及び変動報酬については、会社に重大な損害を与えた場合は、対象者の同意を得て減額することがあります。

また、業績連動型株式報酬については、受益権確定日以降、株式交付対象者が職務や社内規程への重大な違反等の非違行為があった場合、会社は、その者に対して賠償を求めることができます。

(2) 当事業年度に係る監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容決定にあたっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重した上で審議・決定を行っているため、決定方針に沿うものであると判断しています。

(3) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社監査等委員でない取締役の金銭報酬の額は、2020年6月17日開催の第47期定時株主総会において年額1,000百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内）と決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は4名（うち社外取締役2名）です。当社監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2020年6月17日開催の第47期定時株主総会において年額100百万円以内と決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名（うち社外取締役3名）です。

また、当社の取締役（グローバルグループ代表、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び同等の地位を有する者を対象として、業績連動型の株式報酬制度を導入しており、当該報酬に関する株主総会の決議については(5)業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項に記載しています。

(4) 役員の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の種類別の総額			摘要
		固定報酬	変動報酬	業績連動型 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く）	6人	206百万円	—	△5百万円	うち社外取締役 30百万円 3名
取締役（監査等委員）	6人	70百万円	—	—	うち社外取締役 30百万円 4名
計	12人	276百万円	—	△5百万円	

(注) 1.2018年6月20日開催の第45期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度の導入を決議されています。

上記は日本基準により当事業年度に費用計上した金額を記載しています。なお、社外取締役は制度の対象外となっています。

2.当事業年度末の業績連動型株式報酬額の総額が、前年度末時点で算定された報酬累計額の総額を下回っているため、上表では差額を減額表示しています。

(5) 業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項

当社は2024年6月18日開催の第51期定時株主総会において、当社の取締役（グローバルグループ代表、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び同等の地位を有する者（以下、取締役及び執行役員とあわせて「取締役等」という）を対象として、取締役等の役位及び業績目標達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度の導入についてご承認をいただいています。第51期定時株主総会の終了時に本制度の対象となる当社の取締役の数は、2名（本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員及び同等の地位の者は27名）です。

ア. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という）の交付及び給付（以下「交付等」という）が行われる株式報酬制度です。（詳細は下記イ.以降のとおり）。

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役（グローバルグループ代表、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び同等の地位の者
②取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために当社が拠出する金員の上限（下記イ.のとおり）	・ 3事業年度を対象として27.3億円
③取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限（下記ウ.のとおり）及び当社株式の取得方法（下記イ.のとおり）	・ 1事業年度あたりに取締役等に交付等が行われる当社株式等の株式数の上限は245,000株であり、3事業年度を対象として取締役等に交付等が行われる当社株式等の株式数の上限は735,000株（※1）（※2） （※1）ポイントあたりの当社株式は1株になっており、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって増加又は減少した場合は、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、1ポイントあたりに交付等が行われる当社株式等の数及び下記の上限交付株式数を調整します。 ・ 1事業年度あたりに取締役等に交付等が行われる当社株式等の上限株数245,000株（※2）の当社発行済株式総数（2025年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.01% ・ 当社株式は当社（自己株式処分）又は株式市場から取得する （※2）2024年10月1日付で実施した株式分割（1株を2株に分割）後の株式数で表示しています。
④業績達成条件の内容（下記ウ.のとおり）	・ 単年度における連結売上高・連結営業利益の計画達成度、ESG評価における目標達成銘柄数に応じて0%～200%の範囲で変動
⑤当社株式等の交付等の時期（下記エ.のとおり）	・ 原則として、対象期間終了後の所定の時期 但し、2021年6月22日の本制度改定前に付与されたポイントに応じた株式については、取締役等の退任時

イ. 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（2025年3月31日で終了する事業年度から2027年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度としており、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の3事業年度とする。以下「対象期間」という）を対象としています。

当社は、対象期間毎に27.3億円を上限とする金員を、当該対象期間に係る当社の取締役等への報酬として、受益者要件を充足する取締役等を受益者として設定している、対象期間に相当する期間の信託（以下「本信託」という）へ拠出します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を当社（自己株式処分）又は株式市場から取得します。当社は当該対象期間に関し、取締役等に対するポイント（下記ウ. のとおり）の付与を行い、本信託はあらかじめ定められた一定の時期に、付与されたポイント数に相当する当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度又は本制度と同種の株式報酬制度として本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。当社は、当該新たな対象期間に係る当社の取締役等への報酬として上記の金額の上限の範囲内で本信託に対して追加拠出を行い、取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く）及び金銭（以下「残存株式等」という）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、当該新たな対象期間において本信託に拠出する金額の上限の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

ウ. 取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の算定方法及び上限

取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、以下のポイント算定式に従って算出されるポイントの数に応じ、1ポイントにつき当社株式1株として決定します。

なお、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって増加又は減少した場合は、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、1ポイントあたりに交付等が行われる当社株式等の数及び下記の上限交付株式数を調整します。

（ポイントの算定式）

役位ごとにあらかじめ定められた基準報酬額を本信託が当社株式を取得したときの株価で除して算定したポイント（以下「基準ポイント」という）に、毎年の連結売上高・連結営業利益の計画達成度及びESG評価における目標達成銘柄数に応じた業績連動係数を乗じて算出した業績連動ポイントを、対象期間中の各事業年度に在任している取締役等に対して付与します。

基準ポイントの算定式	基準報酬額 ÷ 本信託が当社株式を取得したときの平均単価
業績連動ポイント数の算定式	基準ポイント × 業績連動係数（※3）（※4）

（※3）業績連動係数は、年度計画で掲げる連結売上高、連結営業利益、ESG評価における目標達成銘柄数で評価するものとし、業績連動係数の変動幅は、0%～200%とします。

（※4）信託期間中に退任等で取締役等でなくなった場合に付与するポイント数は、在任期間等に基づき調整を行います。

<業績ポイントの業績連動に使用する指標、数値及び評価ウェイト>

使用指標	使用数値	評価ウェイト	目標		
			2024年度	2025年度	2026年度
連結売上高	各事業年度の取締役会にて決定する当該事業年度の見通しの数値	45%	2兆4,500億円	—	—
連結営業利益	同上	45%	2,600億円	—	—
ESG指標	MSCI、FTSE、CDPの3銘柄	10%	MSCI、FTSE、CDPの3機関による 当社のESGレーティング又はスコアに基づき決定		

業績連動報酬の業績指標として、連結売上高・連結営業利益・ESG指標を採用した理由は、当該指標の目標達成が、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると考えているためです。

<業績ポイントの業績連動に使用する業績連動係数>

目標達成率	業績連動係数	
	連結売上高	連結営業利益
124%以上	200%	200%
120%以上124%未満	180%	180%
115%以上120%未満	160%	160%
110%以上115%未満	140%	140%
105%以上110%未満	120%	120%
100%以上105%未満	100%	100%
95%以上100%未満	0%	80%
90%以上95%未満		60%
85%以上90%未満		40%
80%以上85%未満		20%
80%未満		0%

ESG目標係数	
目標達成銘柄数	
3	200%
2	150%
1	100%
0	0%

当事業年度を含む連結売上高、連結営業利益の推移は3．財産及び損益の状況に記載のとおりです。

本信託の信託期間中に取締役等に対処交付等を行う当社株式等の数の上限は、1事業年度当たり245,000株を上限とし、対象期間中に取締役等に対処交付等を行う当社株式等の総数（以下「上限交付株式数」という）は735,000株を上限とします（※5）。上限交付株式数は、上記1．の当社が提出する金員の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

（※5）2024年10月1日付で実施した株式分割（1株を2株に分割）後の株式数で表示しています。

工. 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期及び方法

受益者要件を満たす取締役等は、原則として対象期間終了後の所定の時期に、上記ウ. に基づき算出され、付与された業績連動ポイントを累積したポイント数（以下「累積ポイント」という。）の50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。ただし、取締役等が日本株式を取り扱う証券口座を有しない場合には、累積ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。信託期間中に取締役等が退任する場合（自己都合退任及び解任の場合等を除く。）は、退任時までの累積ポイントの50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。（※6）

なお、受益者要件を満たす取締役等が在任中に死亡した場合には、取締役等の死亡時までの累積ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、取締役等の相続人が、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、取締役等が海外赴任となった場合には、対象期間終了前に累積ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を在任中に受けることがあります。

（※6）改定前の本制度において取締役等に付与されていたポイントについては、原則として取締役等の退任時に当社株式等の交付を行う予定であります。

オ. 当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

カ. 当社株式に係る剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬及び信託費用に充てられます。信託報酬及び信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、当社と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

なお、本信託を継続利用する場合には、当該残余金銭は株式取得資金として活用されます。

キ. その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

（参考）

なお、当社は、当社の取締役等に加え、当社グループ会社の取締役等に対しても同様の制度を導入しており、本信託に対して、当社グループ会社の取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得のための金銭をあわせて拠出しています。本信託内の当社株式は、各グループ会社の信託金の金額に応じて管理しています。

詳細については、2024年4月23日付「当社グループの取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

（URL：<https://www.nidec.com/jp/corporate/news/2024/news0423-04/>）

3. 社外役員の主な活動状況等

(1) 社外取締役の当年度における主な活動状況

氏名	出席の状況（出席回数/開催回数）				活動の状況
	取締役会	監査等委員会	指名委員会	報酬委員会	
佐藤 慎一	24回/24回	—	—	1回/1回	財務・会計に関する高い見識と経済・財政・金融政策をはじめとする幅広い分野における豊富な経験と高い見識を活かし、取締役会において積極的な発言を行っています。又、当社取締役会の諮問機関として設置された報酬委員会の委員を務め、役員に関する報酬決定プロセスの透明性確保及び報酬の妥当性判断等に際し、重要な役割を果たす等、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めています。
小松 弥生	22回/24回	—	1回/1回	—	技術・研究開発、人材育成をはじめとする幅広い分野における豊富な経験と高い見識を活かし、取締役会において積極的な発言を行っています。又、当社取締役会の諮問機関として設置された指名委員会の委員を務め、取締役及び執行役員等の選任方針・選任基準・候補者案の決定等に際し、重要な役割を果たす等、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めています。
酒井 貴子	23回/24回	—	1回/1回	1回/1回	大学教授として租税・会計分野における高度な学識・専門知識を活かし、取締役会において積極的な発言を行っています。又、当社取締役会の諮問機関として設置された指名委員会の委員長、報酬委員会の委員として、取締役及び執行役員等の選任方針・選任基準・候補者案の決定、役員に関する報酬決定プロセスの透明性確保及び報酬の妥当性判断等に際し、重要な役割を果たす等、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めています。
山田 文	21回/24回	17回/17回	1回/1回	1回/1回	大学教授として法律分野における高度な学識・専門知識を活かし、取締役会及び監査等委員会において独立した客観的立場から積極的な発言を行い、経営の監督機能を果たしています。又、監査等委員として監査等委員会による取締役の職務の執行に関する監査に貢献しました。当社取締役会の諮問機関として設置された報酬委員会の委員長、指名委員会の委員として、役員に関する報酬決定プロセスの透明性確保及び報酬の妥当性判断、取締役及び執行役員等の選任方針・選任基準・候補者案の決定等に際し、重要な役割を果たす等、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めています。
豊島 ひろ江	24回/24回	16回/17回	—	—	弁護士として企業法務・コンプライアンス・M&A等の分野における豊富な経験・専門知識を活かし、取締役会及び監査等委員会において独立した客観的立場から積極的な発言を行い、経営の監督機能を果たしています。又、監査等委員として監査等委員会による取締役の職務の執行に関する監査に貢献しました。
梅田 邦夫	18回/18回	12回/12回	—	—	外交政策に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、取締役会及び監査等委員会において独立した客観的立場から積極的な発言を行い、経営の監督機能を果たしています。又、監査等委員として監査等委員会による取締役の職務の執行に関する監査に貢献しました。

(注) 1. 当事業年度における取締役会の開催回数は24回、監査等委員会の開催回数は17回、指名委員会の開催回数は1回、報酬委員会の開催回数は1回です。
2. 2024年6月18日開催の第51期定時株主総会において、梅田邦夫氏が取締役（監査等委員）に新たに選任され就任しました。同氏においては、同日以降の当事業年度における取締役会、監査等委員会への出席回数及び開催回数を記載しています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役 佐藤慎一氏、小松弥生氏及び酒井貴子氏、社外取締役（監査等委員） 山田文氏、豊島ひろ江氏及び梅田邦夫氏との間では損害賠償責任を限定する契約を締結しています。その内容の概要は次のとおりです。

- ・社外取締役及び社外取締役（監査等委員）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役及び社外取締役（監査等委員）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社及び当社の全ての子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー、会計参与、管理監督者の地位にある従業員（既に退任及び保険期間中当該役職に就くものを含む）、及びこれらの相続人。

② 保険契約内容の概要

被保険者が①の立場での業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。但し、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額会社が負担する。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
(1) 当社が支払うべき報酬等の合計額	260百万円
(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	671百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「台湾における個人所得税関連業務」を委託し、その対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、ニデックグローバル・アプライアンス・ブラジル社他2社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。
4. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、検討を行った結果、前事業年度の監査計画・監査の実施状況、当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断し、同意をいたしました。

3. 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、法令の定めに基づき相当の事由が生じた場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査等委員会が当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出します。

Ⅵ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制として、以下のような体制を構築しています。

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令・諸規則、社内規則・基準、社会倫理規範等を遵守することにより社会の信頼を獲得すると同時に役職員の倫理意識を高め、企業の誠実さを確立すべく以下の体制を確保しています。

- ① 当社は、ニデックグループのコンプライアンスに関する基本的な考え方並びに組織及び運営方法等を定め、法令等に基づく適正な業務執行とそのプロセスの継続的な検証と改善を通じてコンプライアンス体制の確立と意識の徹底を図ることを目的として「ニデックグループコンプライアンス規程」を定めています。
- ② 取締役会の下にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する基本方針を策定し、ニデックグループのコンプライアンス状況を監視しています。
- ③ 具体的な行動指針として、「ニデックグループコンプライアンス行動規範」を作成し、ニデックグループの全ての役職員に周知徹底しています。
- ④ コンプライアンス推進活動の一環として、「ニデックコンプライアンス・ハンドブック」を作成・活用するなどして、コンプライアンス研修をグループ各社に実施し、グループ各社の役職員のコンプライアンス意識の向上に努めています。
- ⑤ コンプライアンス徹底のためにニデックグループを対象とする内部通報制度（Nidec Global Compliance Hotline）を設置し、法令・社内規則違反に関する社員からの報告や問題提起を奨励すると共に、通報者の保護を図っています。
- ⑥ このような活動を推進するため、当社に設置した法務コンプライアンス部とニデックグループの各地域（米州・中国・欧州・東南アジア）に置いた地域コンプライアンスオフィサーが連携して、グループ各社のコンプライアンスを確保する体制（グローバル・コンプライアンス体制）を構築しています。
- ⑦ コンプライアンス違反に関しては、法務コンプライアンス部又は内部通報窓口への報告・通報等に基づき調査・解決し再発防止を図ります。コンプライアンス違反事案のうち、処分が必要なものは、懲戒委員会若しくは取締役会の審議を経て処分を決定しています。
- ⑧ 当社は、本社各部門からグループ全体の内部統制システム構築の指導・支援を実施すると共に、適法・適正で効率的な事業運営を管理・監査しています。
- ⑨ 当社及び当社子会社の内部監査部門は、グループ各社の内部監査を実施し、業務の改善策の指導及び支援助言を行っています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る文書については、「文書規程」により保存年限を定めて整理・保存するものとし、監査等委員は常時閲覧可能です。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、ニデックグループのリスク管理体制確立のため「リスク管理規程」を制定し、リスク管理委員会とリスク管理室を設置します。リスク管理委員会は取締役会の下に設置し年度方針を策定し、その下に当社リスク主管部署の部門長及びグループ各社がリスクの管理・対応・報告の徹底を図るための年度計画を作成・実行します。リスク管理室はこれを支援し経過報告を集約する一方、経営管理監査部がこのリスク管理体制の整備状況を適宜監査します。
- ② 日常のリスク管理に関して定めた「リスク管理規程」とは別に、リスクが顕在化し現実の危機対応が必要となった際に備え、ニデックグループの危機管理について記載した「危機管理規程」を定めています。
- ③ 当社は、ニデックグループの情報セキュリティリスクの管理のため、情報セキュリティに関する基本的な考え方並びに管理体制及び運営方法を定め、企業活動を行う上で重要な経営資産であるニデックグループの情報資産を適切に保護すると共に、その適正な使用を行うことを目的として「情報セキュリティ基本規程」を定めています。
- ④ 当社は、取締役会の下に最高情報セキュリティ責任者(CISO)を委員長とする情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティに関する基本方針を策定し、情報セキュリティ諸施策の遂行状況を監督、指導を行います。
- ⑤ 当社に設置する情報セキュリティ管理部門は諸施策実施の支援並びに情報セキュリティに関する事故又は問題発生時における対応を行う一方、経営管理監査部は情報セキュリティ監査の実施、指導及び支援を適宜行います。

(4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社では、「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の基礎として、執行役員制度を採用し、業務執行権限を執行役員に委譲します。取締役会は、当社の経営方針及び経営戦略等に係る重要事項を決定し、執行役員の選任・解任と業務執行の監督を行います。
- ② ニデックグループでは、具体的な数値目標・定性目標として設定された長期ビジョンを実現するための中期経営計画を策定し、年度事業計画の基礎とします。策定にあたり中期達成目標としての実行可能性・長期ビジョンとの整合性・達成のために克服すべき課題やリスクを含め検討し決定します。なお、マーケット状況の変化・進捗状況の如何により定期的に見直しローリングを行います。
- ③ ニデックグループでは、業務処理の判断及び決定の権限関係を明確にして経営効率と透明性の向上を図るため、稟議事項及び稟議手続きについて「稟議規程」を定めています。
- ④ ニデックグループでは、重要な情報については、毎日のリスク会議で迅速に報告・共有し、リスク会議の議事録は毎日各部門長に配信され日々の業務に活用します。また必要に応じて、経営会議、月次役員会の場合でも幅広く討議・共有します。

(5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

- ① 当社の取締役及び執行役員は、ニデックグループの取締役及び執行役員を兼務してグループ各社の経営会議に出席し、四半期ごとにグループCEO会議を開催する等、グループ内での方針・情報の共有化と指示・要請の伝達を効率的に実施します。
- ② グループ各社の業務を所管する管理部署は、グループ各社との連携強化を図ると共に、経営内容を的確に把握するため、必要に応じて報告を求め、書類等の提出を求めています。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の要請に従い経営管理監査部は監査等委員会が求めた事項の監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告します。
- ② 当該監査においては監査等委員の指揮命令の下にその職務を補助します。その報告に対して他の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員は一切不当な制約をしません。

(7) 当社グループの取締役及び使用人並びに子会社監査役又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制及び通報者保護の体制

- ① 当社取締役及び執行役員又は使用人は、当社監査等委員会に対して法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項・内部監査の実施状況・内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告します。報告の方法については、他の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員と監査等委員会との協議により決定する方法によっています。
- ② 当社経営管理監査部は、定期的に当社監査等委員会に対する報告会を実施し、ニデックグループにおける内部監査の結果を報告しています。
- ③ 当社法務コンプライアンス部は、ニデックグループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査等委員会に対して報告しています。
- ④ ニデックグループでは、グループ全社を対象とする内部通報制度(Nidec Global Compliance Hotline)において通報者が報告をしたことを理由として不利益を被らないよう通報者保護を図っています。

(8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査等委員会は、監査等委員会規程及び監査等委員会監査等基準に従い、監査費用の予算等監査等委員がその職務を執行する上で必要と認めた事項について、独立して決議する権限を有し、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができます。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は経営陣と意見交換を実施します。
- ② 監査等委員は毎月の活動を監査報告書にまとめ、取締役会に報告します。
- ③ 監査等委員は各社の現場にも足を運び入れ、業務監査等を実施します。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記体制に基づき、以下の具体的な取り組みを実施しました。

(1) コンプライアンス体制

当社法務コンプライアンス部は、コンプライアンス推進活動の一環として、コンプライアンス研修をニデックグループに実施し、グループ各社の役職員のコンプライアンス意識の向上に努めてきました。また、グループ各社のコンプライアンス責任者、推進者を集めた「グループコンプライアンス連絡会」を開催し、各社の取り組み状況について共有するなどして、コンプライアンスレベルの向上を推進しました。当社経営トップは、グループ経営方針発表会等においてコンプライアンス重視の姿勢の周知を行ってきました。更に、当社コンプライアンス委員会は、ニデックグループのコンプライアンス状況を監視し、コンプライアンス体制の確保に努めてきました。

(2) リスク管理体制

当社リスク管理室は、当社を取り巻くリスクを46に分類、各々リスクについて主管部署を特定し、リスクの指標化による見える化・リスクが顕在化する前の予兆管理を行い、経営層、関係者に報告することで損害を回避・最小限に抑える活動を進めてきました。また、これらリスク主管部署に加え、グループ各社からリスク調査評価表及びリスク管理活動計画と前事業年度の計画実施状況を収集し活動内容を確認しました。また、リスク管理室が主管部署となる「偶発的リスク（自然災害、感染症の蔓延など）」について、事故分析・低減対策を立案し、社内関係者と共に対応を行っています。更に有事の際は、危機管理対策本部事務局として情報収集を行い、緊急対応、事業継続活動方針策定、社員へ周知する役割を担っています。直近では、2020年1月より2023年5月まで新型コロナ対応のため危機管理対策本部を設置しました。このように、グループ各社の重要リスクを特定しそれに対応することにより、リスク管理の徹底に努めてきました。

(3) 職務執行の効率性を確保するための体制

業務執行に係る重要案件については、取締役会に上程する前に、経営会議に付議し、当該業務執行の妥当性やリスクの有無等を議論し検討を行うことにより、業務執行の効率性の向上に努めてきました。

(4) 監査等委員会の監査体制

当社監査等委員は、その全員が取締役会に出席し、取締役会において十分な議論に基づく意思決定がなされていることのモニタリングを実施しました。また、監査等委員会において、当社経営管理監査部及び当社会計監査人と情報共有及び意見交換をすると共に、リスク会議等の情報を適宜入手し、そこから得られた事業リスクに関する重要な問題等を必要に応じて取締役会へ報告しました。

また、監査等委員会に当社会計監査人を当事業年度において計8回招くなど、密接に情報交換を行いました。

(5) 内部監査体制

当社経営管理監査部は、内部監査計画に基づいて、ニデックグループに対して内部監査を実施し、内部統制等に関して識別した問題点については、必要に応じて経営者、リスク会議等へ報告・説明し、関係部署への改善の徹底を図ってきました。また、当社監査等委員に対しても、適時報告会を実施し、グループ各社における内部監査の結果を報告しました。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2025年3月31日現在)

[資産の部] (単位：百万円)

科 目	金 額
流動資産	1,628,017
現金及び現金同等物	246,239
営業債権及びその他の債権	706,175
その他の金融資産	1,286
未収法人所得税	22,363
棚卸資産	557,880
その他の流動資産	94,074
非流動資産	1,697,544
有形固定資産	931,059
のれん	407,067
無形資産	281,164
持分法で会計処理される投資	1,044
その他の投資	36,338
その他の金融資産	5,973
繰延税金資産	16,430
その他の非流動資産	18,469
資産合計	3,325,561

[負債及び資本の部] (単位：百万円)

科 目	金 額
流動負債	1,065,717
短期借入金	93,710
1年以内返済予定長期債務	163,849
営業債務及びその他の債務	579,292
その他の金融負債	4,780
未払法人所得税	30,402
引当金	47,648
その他の流動負債	146,036
非流動負債	514,275
長期債務	378,487
その他の金融負債	3,119
未払法人所得税	254
退職給付に係る負債	32,505
引当金	1,766
繰延税金負債	87,142
その他の非流動負債	11,002
負債合計	1,579,992
資本金	87,784
資本剰余金	97,445
利益剰余金	1,334,596
その他の資本の構成要素	375,075
自己株式	△175,604
親会社の所有者に帰属する持分合計	1,719,296
非支配持分	26,273
資本合計	1,745,569
負債及び資本合計	3,325,561

連結損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

		(単位: 百万円)
科 目	金 額	
継続事業		
売上高	2,607,094	
売上原価	△2,070,096	
売上総利益	536,998	
販売費及び一般管理費	△215,349	
研究開発費	△81,449	
営業利益	240,200	
金融収益	36,859	
金融費用	△23,659	
デリバティブ関連損益	△694	
為替差損益	△12,999	
持分法による投資損益	△3,179	
税引前当期利益	236,528	
法人所得税費用	△72,704	
継続事業からの当期利益	163,824	
非継続事業		
非継続事業からの当期損失	△204	
当期利益	163,620	
当期利益の帰属		
親会社の所有者	167,688	
非支配持分	△4,068	
当期利益	163,620	

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

[資産の部]

(単位：百万円)

科 目	金 額
流動資産	471,355
現金及び預金	204,314
電子記録債権	400
売掛金	102,673
製品	6,994
仕掛品	139
原材料及び貯蔵品	2,440
前払費用	2,449
関係会社短期貸付金	104,420
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	30,987
未収入金	9,551
未収還付法人税等	4,161
その他	3,025
貸倒引当金	△198
固定資産	1,330,562
有形固定資産	56,274
建物	33,924
構築物	747
機械及び装置	741
工具、器具及び備品	2,430
土地	17,821
建設仮勘定	582
その他	29
無形固定資産	3,286
特許権	2
ソフトウェア	2,670
ソフトウェア仮勘定	591
のれん	10
その他	13
投資その他の資産	1,271,002
投資有価証券	22,668
関係会社株式	937,777
関係会社出資金	116,301
関係会社長期貸付金	190,994
破産更生債権等	445
長期前払費用	771
前払年金費用	1,678
その他	813
貸倒引当金	△445
資産合計	1,801,917

[負債及び純資産の部]

(単位：百万円)

科 目	金 額
流動負債	1,181,892
電子記録債務	3,940
買掛金	51,126
短期借入金	781,586
1年内償還予定の社債	131,040
1年内返済予定の長期借入金	20,000
未払金	65,261
未払費用	1,826
預り金	124,621
前受収益	68
製品保証引当金	1,566
その他	858
固定負債	280,980
社債	90,000
長期借入金	186,000
長期未払法人税等	254
繰延税金負債	2,803
再評価に係る繰延税金負債	290
その他	1,633
負債合計	1,462,872
株主資本	331,194
資本金	87,784
資本剰余金	148,778
資本準備金	92,005
その他資本剰余金	56,773
利益剰余金	271,899
利益準備金	721
その他利益剰余金	271,178
別途積立金	57,650
繰越利益剰余金	213,528
自己株式	△177,267
評価・換算差額等	7,851
その他有価証券評価差額金	7,486
土地再評価差額金	365
純資産合計	339,045
負債・純資産合計	1,801,917

損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		253,299
売上原価		196,569
売上総利益		56,730
販売費及び一般管理費		47,406
営業利益		9,324
営業外収益		
受取利息	30,811	
受取配当金	41,285	
その他	5,195	77,291
営業外費用		
支払利息	20,971	
社債利息	570	
為替差損	3,219	
その他	1,740	26,500
経常利益		60,115
特別利益		
固定資産売却益	8	8
特別損失		
固定資産処分損	41	
減損損失	3	
関係会社株式売却損	23	67
税引前当期純利益		60,056
法人税、住民税及び事業税	3,961	
国際最低課税額に対する法人税等	254	
法人税等調整額	670	4,885
当期純利益		55,171

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

ニデック株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山本剛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岩井達郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 天野祐一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山口恭平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニデック株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見表明の基礎となる、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、計算書類等の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行を監査致しました。その方法及び結果について以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明すると共に、下記の方法で監査を実施致しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

ニデック株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 村上 和 也 ㊞

常勤監査等委員 落 合 裕 之 ㊞

監査等委員 山 田 文 ㊞

監査等委員 豊島ひろ江 ㊞

監査等委員 梅 田 邦 夫 ㊞

(注) 監査等委員山田文、豊島ひろ江及び梅田邦夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

監査等委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第52期事業年度に係る連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について監査致しました。その方法及び結果について以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討致しました。

2. 監査の結果

会計監査人PwC Japan 有限責任監査法人の監査の方法について指摘すべき事項は認められませんが、同監査法人の会計監査に時間を要しており、会計監査報告を受領していないため、現時点では連結計算書類に関する意見の表明は差し控えます。

2025年5月29日
ニデック株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	村 上 和 也 ㊞
常勤監査等委員	落 合 裕 之 ㊞
監査等委員	山 田 文 ㊞
監査等委員	豊島ひろ江 ㊞
監査等委員	梅 田 邦 夫 ㊞

（注） 監査等委員山田文、豊島ひろ江及び梅田邦夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	定時株主総会 毎年3月31日 期末配当金 毎年3月31日 中間配当金 毎年9月30日 (その他必要がある場合は、あらかじめ公告します)
単元株式数	100株
公告方法	当社のホームページに掲載します。 https://www.nidec.com/jp/ ただし、やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載します。
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所 (郵便物送付先)	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	0120-782-031
(URL)	https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/

株式に関するご照会について

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所・名義・口座等の変更、単元未満株式の買取等のお届出及びご照会は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、左記の電話照会先にご連絡ください。

特別口座について

株券電子化前に「ほふり」(株式会社証券保管振替機構)を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である左記の三井住友信託銀行株式会社に口座(特別口座といいます。)を開設しております。特別口座についてのご照会及び住所変更等のお届出は、左記の電話照会先にお願いいたします。

第52期 定時株主総会決議結果について

6月20日開催の当社第52期定時株主総会において、報告並びに決議されました内容は、本定時株主総会終了後に掲載する「第52期定時株主総会決議ご通知」にて詳細をご確認いただけます。以下URLへアクセスください。

<https://www.nidec.com/jp/ir/event/meeting/>

NIDEC Group Topics

🌿 サステナビリティの取り組み



環境／気候変動対策

CDP2024気候変動調査で「Aリスト」に選定

NIDECグループは、国際的な非営利団体CDPにより、気候変動分野の開示の透明性と取り組みのリーダーシップが認められ、最高評価の「Aリスト」に選定されました。2024年には、世界の時価総額の3分の2を占める24,800社以上の企業が、CDPを通じて情報開示を行っています。グローバルに事業を展開する企業として、今後も気候変動対策に取り組んでまいります。

※ 気候変動に関わる戦略や対応、情報開示等の取り組みを「A」、「A-」から「D」、「D-」の8段階で評価。



社会／ダイバーシティの推進

女性活躍推進イニシアティブ「Women 4 Women」を始動

女性活躍推進・自律的キャリア形成支援の一環として、海外事業場が先駆者となり「Women 4 Women」イニシアティブを始動しました。2024年には、5か国で200人以上が本取り組みに参加し、グローバルな活動へと拡大しています。京都本社では、欧州拠点の女性幹部と日本の女性従業員を交えたワークショップを開催し、キャリア形成や自己啓発に関して意見交換を行いました。今後も、社員の一人ひとりが働きやすく、活躍し続ける企業づくりを推進します。



メディアの取り組み



Webサイト

以下のQRコードからアクセスし、当社の活動をお楽しみください。

公式ウェブサイト

NIDECグループの
様々な情報を掲載し
ています。



日本語



English

公式ブランドサイト

NIDECグループの取り組みや技術をわか
りやすく紹介しています。



公式SNS

各メディアに公式アカウントがございます。ぜひフォローしてご覧ください。

X

@NidecJP

Instagram

@nidec_official

YouTube

@Nidec8634

Facebook

ニデック株式会社/
Nidec Corporation

LinkedIn

Nidec Corporation
Global



株主優待のお知らせ



A

オルフェウス (7.5万～9万円相当)

高級感のあるデザインと50弁の多彩な音色が特徴です



B

宝石箱オルゴール (5千円相当)

うさぎの柄が愛らしい、べっ甲塗り宝石箱オルゴール
(柄:うさぎ、曲目:星に願いを)



期 間

2025年6月2日(月)～6月30日(月)

応募方法

当社のホームページより、「株主優待
ページ」へアクセスし、「株主優待ご
応募フォーム」からご応募ください。

HPはこちら



資 格

株式保有期間3年以上且つ単元株
(100株)以上保有の株主様

応募可能オルゴール	株式保有期間	当選人数
A	10年以上	抽選で10名様
B	3年以上	抽選で100名様

※株式保有期間が10年以上の株主様は、A・Bいずれかにご応募が可能です。

株主総会 会場ご案内図

開催場所



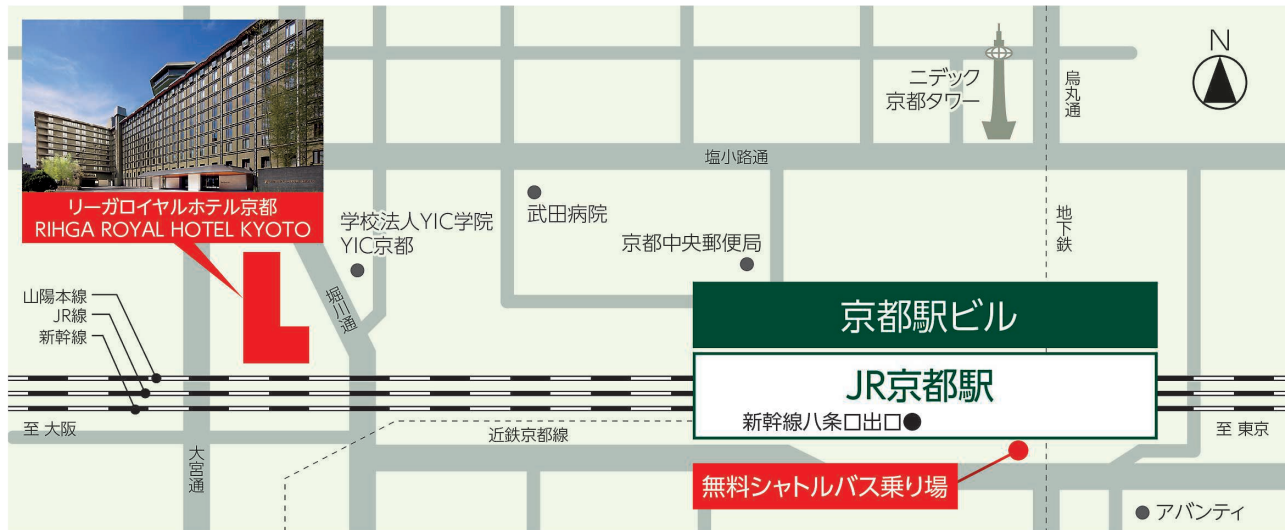
京都市下京区東堀川通り塩小路下ル松明町1番地
リーガロイヤルホテル京都 2階
「春秋の間」

アクセス



■ 京都駅1階中央口より、西へ徒歩約7分
 ■ ホテルの無料送迎バスサービス

京都駅八条口 ↔ リーガロイヤルホテル京都 (約20分間隔にて運転)



お知らせ

- お土産の配布は取り止めさせていただいております。ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。
- 駐車場・駐輪場はご用意しておりませんので、くれぐれも車向でのご来場はご遠慮願います。

お体の 不自由な 株主様へ

- 介助や手話通訳が必要な株主様は、介助者や通訳者を1名に限り同伴して入場（議決権を有する株主様である場合を除き、介助者または通訳者としての言動に制限されます）できますので、ご希望の場合は、当日受付までお申し出ください。
- 受付では筆談対応をさせていただきます。耳の不自由な株主様は、お気軽にお申し付けください。

配当金のお受け取りについて

郵便局まで出向かず、安全・確実に配当金を受け取る「口座受取り」をぜひご利用ください。
 支払開始日にご指定の口座へ自動的に振り込まれます。

お土産はございません

当社の株式を
証券口座に
預けている株主様

上記以外の株主様

お取引のある証券会社にお問い合わせください。

三井住友信託銀行(株)証券代行部にお問い合わせください。

Tel 0120-782-031 (受付時間 午前9時～午後5時、土日休日除く)

